

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に関するQ&A

Q 1 普通郵便での郵送でもよいですか。

A 1 普通郵便で可とします。個人情報が出ることのないよう対策を講じてください。記録が残る方法での郵送も受け付けます。

Q 2 個人情報等の表記が気になるのですが。

A 2 個人氏名及び生年月日

→ 一部マスキング等をしていただいても構いません。

（例）横浜 一郎 ⇒ 横● 一●（印影も同様可）

（例）昭和7年7月1日 ⇒ 昭和7年●月●日

被保険者番号、事業所番号、事業所名等

→ マスキング等を行わないでください。

Q 3 郵送による届け出の際、書類が受理されたことの確認をしたいのですが。

A 3 82円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。届出書に受理印を押印し返信します。

Q 4 居宅サービス計画書（第2表）が複数ページに渡る場合は、訪問介護（生活援助中心型）について記載のあるページだけでよいのですか。

A 4 すべての提出をお願いします。

Q 5 居宅介護支援経過（第5表）は、どの範囲を提出すればよいですか。

A 5 提出する居宅サービス計画について、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由、検討過程等が記載された部分を提出してください。

Q 6 届出が期限（作成又は変更した翌月末日）を過ぎてしまった場合、サービス利用票（第6表）には実績を入れる必要がありますか。

A 6 実績の記載は不要です。なお、実績が基準回数を下回った場合でも届出が必要です。

Q 7 介護認定審査会が遅れている場合はどうしたら良いですか。

A 7 認定結果が確定してから届出してください。